

4月25日に発売いたしましたガイドブックの内容に誤りが  
ありましたので正誤表を作成いたしました。

ページ	誤	正
6～7	<p>入院時生活療養 21行以下全文</p> <p>入院時生活療養費の基準額 療養病棟入院時生活療養基準額の例</p>	<p>生活療養費は医療区分・ADL区分に係る評価票を用いて評価した結果等で医療区分2または3に該当しない医療区分1になった患者に適応される。</p> <p>入院時生活療養費（I）第5条抜粋 保険医療機関は、その入院に対して生活療養を行うに当たっては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事内容の向上並びに、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならない。</p> <p>保険医療機関は第5条第2項の規定による支払いを受けて生活療養生活療養を行う場合には、当該療養のふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うにあたり、あらかじめ患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない</p> <p>(1) 健康保険法第63条第2号イ及び高齢者の医療に関する法律第64条第2項第2号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という）（1食につき） 554円 (2) 健康保険法第63条第2項第2号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第2号ロに掲げる療養（以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という）（1日につき） 398円 1.別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局に届け出て該当基準に生活療養を行ったときに、(1)に掲げる療養については1日につき3食を限度として算定する。 2.別に厚生労働大臣が定める特別食を提供した時は(1)に掲げる療養について、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。 3.該当患者（療養病棟に入院する患者を除く）について、食堂における(1)に掲げる療養を行ったときは、1日につき50円を加算する</p> <p>削除 削除</p>
8	<p>3) 食事の提供 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上段に掲げる事項に留意して衛生敵に行う事</p>	<p>食品衛生法第3条やHACCPを準拠している大量調理マニュアルを留意して衛生的に行うこと</p>

10	療養食加算 23単位	経口移行加算 28単位	経口維持加算 (I) 28単位 (II) 5単位	療養食加算 23単位	経口移行加算 28単位	経口維持加算 (I) 28単位 (II) 5単位	療養食加算 23単位
	↑ 削除						
10	食費 (㊄) 負担限度額の上の補給給付				補足給付		
92	給与栄養目標量 ビタミンB <sub>1</sub> 1.2 ビタミンB <sub>2</sub> 1.2				給与栄養目標量 ビタミンB <sub>1</sub> 1.20 ビタミンB <sub>2</sub> 1.20		
92	給与栄養量 ビタミンB <sub>1</sub> 1.1 ビタミンB <sub>2</sub> 1.1				給与栄養量 ビタミンB <sub>1</sub> 1.10 ビタミンB <sub>2</sub> 1.10		
94	給与栄養目標量 ビタミンB <sub>1</sub> 1.2 ビタミンB <sub>2</sub> 1.3				給与栄養目標量 ビタミンB <sub>1</sub> 1.20 ビタミンB <sub>2</sub> 1.30		
106	身体状況、栄養・食事に関する意向 最終行に右の文言を追記				明るく、健やかに過ごして欲しい		
106	H24.6.4 低栄養状態のリスクレベル 低・㊄・高				H24.6.4 低栄養状態のリスクレベル 低・中・㊄		
108	解決すべき課題 (ニーズ) 低栄養状態のリスクレベル 低・㊄・高				解決すべき課題 (ニーズ) 低栄養状態のリスクレベル 低・中・㊄		

4月25日に講習会での発言について訂正

○.経管栄養で1日2回でも3食分請求してよいか

発言) 1日2回なら2食しか請求できない

訂正) 1日給与量の指示があれば、2回で提供しても3回としてよい

(平18.4.6 全国保険医団体連合会)

ただし、医師が1日2回という指示をしていたら2食請求になる場合がある